

「Pay-easy(ペイジー)」を利用した税金・各種料金払込利用規定

第1条 適用範囲

- 1、「Pay-easy(ペイジー)」を利用した税金・各種料金払込サービス(以下「税金・各種料金払込」といいます。)は当行所定の収納機関に対し、税金・手数料・料金等(以下「税金等」といいます。)の払込を行うため、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する収納サービス「Pay-easy(ペイジー)」を利用して当行が提供する当行所定の税金・各種料金払込方法により、税金等の払込みを行う取扱いをいい、この取扱いについては本規定が適用されます。

第2条 税金・各種料金払込の依頼

- 1、税金・各種料金払込を行うときは、当行が定める各々の税金・各種料金払込手段の方法または操作手順に従って依頼してください。
- 2、依頼の際には、収納機関から通知された収納機関番号、納付番号(お客様番号)、確認番号、その他当行所定の事項を正確に当行へ伝え、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。
- 3、収納機関から通知された照会結果より、納付情報または請求情報を確認したうえで、税金・各種料金払込の依頼を行ってください。
- 4、本条第2項の依頼内容および本条第3項の収納機関からの照会結果について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条 税金・各種料金払込にかかる契約の成立

- 1、税金・各種料金払込にかかる契約は、当行が依頼内容を確認して払込資金等を受領した時に成立するものとします。
- 2、税金・各種料金払込にかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。
- 3、当行は、税金・各種料金払込にかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。
- 4、収納機関からの連絡により、税金等払込みが取り消されることがあります。
- 5、当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、税金・各種料金払込の利用が停止されることがあります。税金・各種料金払込の利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

第4条 取引内容の照会等

- 1、1.収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- 2、当行で税金等の払込みを、税金・各種料金払込または他の方法で受けるとき、当行および他の金融機関にて既に払込み済かどうかは確認を行いません。必要以上に税金等を払込んだ場合、その後の対応については収納機関に直接お問い合わせください。

第5条 依頼内容の変更・取消し

- 1、税金・各種料金払込にかかる契約が成立した後は、税金・各種料金払込の依頼を変更または取消しすることができません。取扱いについては収納機関に直接お問い合わせください。

第6条 通知・照会の連絡先

- 1、1.この取引について依頼人へ通知・照会をする場合には、税金・各種料金払込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号、または払込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- 2、前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 利用手数料

- 1、1.税金・各種料金払込の利用にあたっては、当行が定めた利用手数料を支払っていただきます。
- 2、手数料は、当行所定の預金規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書等の提出なしに依頼人が当行に保有する口座から自動的に引落すことができるものとします。

第8条 譲渡、質入れの禁止

- 1、この取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第9条 利用規定の準用

- 1、本規定に明文の定めのない事項については、「普通預金規定」、「総合口座規定」、「貯蓄預金規定」、「当座勘定規定」、「なんぎんインターネットバンキング規定」、「なんぎん法人WEBサービス利用規定」その他関連諸規定を準用します。